

「合併のお知らせ」

このたび、当法人は、吸収合併消滅法人となり、公益社団法人茨城県林業協会を吸収合併存続法人として合併し、令和4年3月31日をもって解散します。

なお、合併効力発生日の令和4年4月1日をもって吸収合併存続法人の名称は「公益社団法人茨城県森林・林業協会」に変更され、当法人の権利義務全部が継承されます。